

各務原市浄化槽設置整備事業における施工基準

1. 浄化槽工事の施工基準

浄化槽の工事は、浄化槽設備士のもとで浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号）第1条（浄化槽工事の技術上の基準）及び下記に従い行うこと。下記に記載のない事項については、浄化槽設計施工の手引き最新版（発行一般社団法人全国浄化槽団体連合会）に基づき、申請者、浄化槽施工業者および市の三者で協議の上進めること。

2. 浄化槽本体について

（1）掘削工事

①土地や地下水の状況により、土留工事、水替工事等の適切な処置をすること。

（2）基礎工事

①砕石地業は十分に突き固めた上、仕上がり厚みを100mm以上とすること。なお地盤が悪い場合は割栗石にて突き固めること。

②捨てコンクリートの打設厚みは50mm以上とすること。また養生の期間を十分とること。

③基礎底版コンクリート

- ・鉄筋はD10-@200 シングルとすること。
- ・コンクリートの設計基準強度は、18N/mm²以上とすること。
- ・コンクリートの厚みは100mm（10人槽150mm）以上とし、型枠の広さは浄化槽外形寸法以上とすること。
- ・コンクリートの養生の期間は十分とること。
- ・PC版を使用する場合は、基礎底版コンクリートと同様の強度を有するものとし、構造計算書を提出すること。

（3）据付工事

①本体据付時は水準器にて水平確認後、所定水位まで水張りの上再度水平確認をすること。また、満水にして漏水がないか確認すること。

②埋め戻しは石等の混入していない良質な土砂等を用い、浄化槽内には異物が入らないように行うこと。周囲を均等に埋め戻し、水締め及びつき固めを何回かに分けて行うこと。

③かさ上げの高さは、300mm以内とし、それを超える場合はピット構造としピットには雨水排水用の排水口を設けること。

（4）上部スラブ工事

①上部スラブは地盤面より少し高くする等雨水の流入防止策を講ずること。

②鉄筋工事及びコンクリート工事は、下記に従い工事を行うこと。

- ・マンホール開口部には、周囲に補強筋を施すこと。
- ・鉄筋はD10-@200 シングルとし、コンクリートの厚みは100mm以上とすること。
- ・コンクリートは養生の期間を十分とること。

(5) ポンプ槽工事

- ①ポンプ槽を設置する場合は、下記のように行うこと。
 - ・着脱可能なポンプを2台以上設置し、交互運転ができるようにすること。
 - ・原水(流入)ポンプ槽の設置は、つまり等の原因となるため設置しないこと。

(6) ブロワ設置工事

- ①浄化槽専用の電源を設けること。
- ②アースが必要なものには必ず設置すること。
- ③ブロワは固定が十分に行われ、防振対策がなされていること。

3. 配管工事について

(1) 排水管

- ①生活排水がすべて接続され、雨水や工場排水等を流入させないこと。
- ②放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれがないこと。
- ③管の露出等による変形や破損がないこと。
- ④原則、各器具からの排水管は個別に屋外に出すこと。床下宅内配管を行う場合は理由書を提出すること。
- ⑤水密性を保持できるよう管の接合をすること。
- ⑥管径及び勾配は、排水を円滑かつ速やかに流下するよう定めることとし、勾配は管径の100分の1以上とすること。
- ⑦屋外(足)洗い場の排水は接続しないこと。

(2) ます

- ①45度以上の屈曲点、落差のある所に設置すること。
- ②2系統以上の排水の合流点に設置すること。
- ③排水管の内径又は勾配、管種が異なる箇所に設けること。
- ④直線部においては、管径の120倍以下の間隔の範囲に設けること。
- ⑤浄化槽の直前及び直後に設置すること。
- ⑥各排水が屋外に出た所に内径又は内のり、150mm以上の円形又は角型のものを設置すること。
- ⑦流入側はすべてインバートますとし、密閉できる蓋とすること。
- ⑧ますの上端が地面より少し高くなっていること。

(3) トラップ

- ①排水の流入口には、すべてトラップを設置すること。ただし、二重トラップとしないこと。

(4) 通気管

- ①排水の流れを円滑にするため、通気管は必ず設置すること。
 - ・通気管はすべて立て管にむかって上り勾配とすること。
 - ・開口部は必ず屋外にあって、管から出るガスが屋内に侵入するおそれがないこと。